

奈良市銃猟者育成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有害鳥獣による農林水産物への被害及び人的被害への対応策として、銃猟による有害鳥獣の捕獲を行う銃猟者を養成するため、予算の範囲内において奈良市銃猟者育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年4月27日規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 猟銃 第一種銃猟免許の対象となる銃（空気銃を除く。）をいう。
- (2) 猟銃所持許可 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項に規定される許可をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、市内に住所を有する者のうち、次に掲げる要件のいずれをも備えた者とする。

- (1) 新たに猟銃所持許可を取得した者
- (2) 狩猟者登録を行い、市内のいずれかの猟友会支部に加入している者もしくは今後1年以内に加入する者
(奈良支部・柳生支部・西奈良支部・都祁支部・月ヶ瀬支部)
- (3) 補助金の交付の申請の日から起算して5年間、継続して有害鳥獣の捕獲に協力する意思を有する者
- (4) 有害鳥獣捕獲の実績を5年間、毎年度市に報告する者
- (5) 猟銃所持許可を取得した日の年齢が60歳以下である者。ただし、市長が特に認める場合は、65歳以下である者。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市銃猟者育成事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、奈良市銃猟者育成事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第2項の通知を受けた申請者は、奈良市銃猟者育成事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする
- 3 前項の規定による補助金の交付は、金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要領の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第20条前段に定める、補助事業により取得した財産であって、譲渡等に市長の承認が必要な財産とは、次の各号に定める財産をいう。

- (1) 猟銃
- (2) 弾
- (3) 猟銃及び弾の保管庫
- (4) 消耗品

- 2 規則第20条後段に定める、当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間は、5年とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費	補助額 及び 上限額	交付申請書の 添付書類
1. 猟銃所持許可 に係る経費	(1) 猟銃等初心者講習会の受講料 (2) 教習資格認定の申請料 (3) 猟銃用火薬類等譲受許可の申請料 (4) 射撃教習の受講料 (5) 猟銃所持許可の申請料	定額 ただし、 1 及び 2 の合計 50 万円を上	(1) 猟銃所持許可の写し (2) 狩猟免許の免状の写し (3) 領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類
2. 猟銃等購入及 び保管に係る 経費	(1) 猟銃の購入に要する経費 (2) 弾の譲受に要する経費 (3) 猟銃及び弾の保管庫の購入に要する経費 (4) 消耗品(銃カバー、スリング及び弾帯ベルト)の購入に要する経費 ただし、(1) から (4) すべてについて、個人間で売買されたものは対象外とする	限度とする	(1) 領収書の写し(原本を持参等すること) (2) その他市長が必要と認める書類

奈良市銃猟者育成事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

奈良市長

申 請 者
住 所
氏 名

奈良市銃猟者育成事業補助金交付要領第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度	補 助 金 等 の 名 称	奈 良 市 銃 猟 者 育 成 事 業 補 助 金
経 費 所 要 額 及 び そ の 内 訳		円	
		その内訳	
		項 目	金 額 (円)
		猟銃等初心者講習会の受講料	
		教習資格認定の申請料	
		猟銃用火薬類譲受許可の申請料	
		射撃教習の受講料	
		猟銃所持許可の申請料	
		◎猟銃の購入に要する経費	
		◎弾の譲受に要する経費	
		◎猟銃及び弾の保管庫の購入に要する経費	
		◎消耗品 (銃カバー、スリング及び弾帯ベルト) の購入に要する経費	
		◎個人間で売買されたものは対象外となります。	
交 付 申 請 金 額		円	
		経費所要額と 50 万円のいずれか少ない額を記入してください	
添 付 書 類		1 猟銃所持許可及び狩猟免許の免状の写し 2 誓約書 (様式第 2 号) 3 領収書の写し 4 その他市長が必要と認める書類	
主 務 課 長 の 意 見			

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

奈良市長

住所
氏名
電話番号

誓約書

奈良市銃猟者育成事業補助金の申請にあたり、下記の事項を誓約し、これに反した場合は補助金を全額返還いたします。

記

- 1 狩猟者登録を行い下記猟友会支部に加入しています（申請日から1年以内に加入します）。

奈良支部 柳生支部 西奈良支部 都祁支部 月ヶ瀬支部

※加入（予定）の支部を囲んでください。

- 2 有害鳥獣捕獲について、5年間継続して市に協力します。
- 3 有害鳥獣捕獲の実績について、5年間毎年度市に報告します。
- 4 購入した猟銃、猟銃保管庫、弾の保管庫については5年間これを保有します。

様式第3号（第6条関係）

奈良市銃猟者育成事業補助金交付決定及び確定通知書

奈良市指令観農第 号

様

年 月 日付けで申請のあつた補助金の交付については、次のとおり決定及び額を確定したので、奈良市銃猟者育成事業補助金交付要領第6条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

補助年度	年度	補助金等の名称	奈良市銃猟者育成事業補助金
補助対象金額			円
補助率			定額
交付決定及び確定金額			円

様式第4号（第7条関係）

奈良市銃猟者育成事業補助金交付請求書

年 月 日

奈良市長

請求者

住 所

氏 名

電 話

奈良市銃猟者育成事業補助金交付要領第7条の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈 良 市 指 令 観 農 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 等 の 名 称	奈 良 市 銃 猟 者 育 成 事 業 補 助 金
補 助 金 等 の 交 付 決 定 金 額 及 び 交 付 確 定 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
添 付 書 類			